

政治と金を巡る主な事件と主な政治資金規正法の改正
及び 派閥関係の動き (下線)

2024年1月篠原事務所

【解説・備考】

年	事件 (不祥事)	改正
1948		政治資金規正法成立 収支公開強化、政治改革大綱、 政治資金透明度を高め、公正さを確保する 経団連が各社に献金を割り当て、ピーク時約100億円→金権政治の温床
1974 1976	金脈問題で田中角栄首相退陣 全日空の旅客機導入選定に絡み田中が 受託収賄等で逮捕	75 企業団体からの政党への献金は1億円、それ以外の政治団体5千万 円に制限【→パーティー流行】 ・収支公開 77 党大会で派閥解消決定 78 大平・福田の総裁選で事実上復活 85 政治倫理綱領 衆参で議決
1988	リクルート事件で大規模贈収賄、竹下 登首相、宮沢喜一蔵相が辞任	89 政治改革大綱 「国民の政治に対する不信感は頂点に達し、我が国 政治史上例をみない深刻な事態と考えている」政治資金は透明度を高め 追及する【伊東正義・後藤田正晴がリードする】 ・派閥の解消、首相・閣僚・党の幹部の派閥離脱【岸田はこのルール守 らず離脱は23年12月】 政治資金の透明化等で政党本位の政治を目指す(各派閥が事務所を閉館) ・閣僚のパーティー自粛【誰も守らず】 【理想の改革等もほとんど実現せず。24年改革も全く同じではデジャ ヴ?】
1990	2/2自民党経済団体に300億円の資金 要求【企業ぐるみの選挙】	90/6・経済主要5団体が、自民党にパーティー自粛を求める
1992 ~93	93/3東京佐川急便で金丸信元副総裁へ の5億円ヤミ献金発覚(聴取なく罰金 20万円略式起訴) 【→処分の軽いと、検察庁の看板にペ ンキ】→検察が積極姿勢に転ずる	・1000万円越えの購入者は名前公表、政治資金パーティの購入上限1人 (1社)当たり150万円の上限(初の規制)
		93/7衆院選で経済団体は自民党への単独支持をやめ、新生党や新党さき がけなど他の保守勢力への支持を拡大 93 自民党が55年から続いた与党の座から転落、細川内閣成立 93 党改革本部が派閥解消答申

1993 ~94	<p>・ゼネコン汚職、多数のゼネコンが自民党の有力議員に、毎年盆暮れ中心にヤミ献金（裏金）を提供（旧細川護熙首相、河野洋平（自民総裁）のトップ会談で改正合意）</p>	<p>・平岩外四経団連会長が政治献金のあっせん廃止→政治資金規正法の大 幅改正を要求【寄付は集まりにくくなり、パー券に頼らざるをえなくな る】</p> <p>94・①政党と政治資金団体（派閥）②政治家個人の資金管理団体（〇〇 会）以外政治家個人への企業・団体献金を禁止</p> <p>・政党、政治資金管理団体及び政治家個人の後援会への寄附の公開基準 一律5万円越えに厳格化</p> <p>・パーティ券購入者の公開基準を100万円超えから20万円超えに引き下 げ厳格化</p> <p>・政治改革関連4法成立</p> <p>・政党交付金制度の導入【小選挙区導入、企業団体献金の廃止とセッ ト】</p> <p>×罰則強化すればいいのに、金がかからない小選挙区制導入</p> <p>94末、5派閥が解散を宣言するも、政策集団まで禁じなかったことか ら、95年9月の総裁選で復活。元に戻る。</p> <p>【派閥の資金力低下、パーティーがますます重要になる】</p>
1998	<p>森喜朗が清和会長となり、パーティに よる裏金づくり始まる</p>	
		<p>99・政治家個人の資金管理団体への企業・団体献金を禁止（94年改正法 付則で5年後の改正（禁止）を明記</p> <p>×・ただし、政党・政党支部(自民党地域支部、職域支部含む)へは献金 できる</p> <p>・小渕政権下、かつてのような派閥は存在せず、同志会的な政策集団 だとして派閥は完全復活【政治刷新本部も全く同じ途を辿るのではない か】</p>
		01 首相・閣僚が大規模パーティの自粛→形骸化
2004	<p>日本歯科医師連盟の旧橋本派（平成 研）への1億円ヤミ献金事件発覚（村 岡兼造元官房長官起訴、有罪判決）</p>	<p>05 ×・政治団体間の献金（ex医師連盟から旧橋本派）の上限を5千万 円に引き下げ、規制強化</p> <p>×・政治資金団体への献金は原則銀行振り込みに</p> <p>×20万円以下なら、名前・金額記載義務なし</p> <p>×収入の上限もなし 【パーティーが収入源】</p>
2006	<p>事務所費問題</p>	<p>07・国会議員の政治団体 1円以上の領収書すべてを公開</p> <p>×・弁護士ら第三者による監査を義務付け（但し、派閥・政党本部は外 部監査の対象外）</p> <p>【度重なる改正で献金ルートが断たれ、パーティー収入に頼らざるをえ なくなる】</p>
2008 2009		<p>08 資金管理団体：人件費を除く全ての経費について領収書の添付</p> <p>×09 国会議員関係政治団体：人件費を除き1万円越えの経費は領収書 の提出が必要、第三者の会計監査（公認会計士、税理士）</p>

2010	「陸山会」(小沢派)の土地取引を巡る政治資金規正法違反事件	
2014	安倍政権下で企業献金復活	
2019/7	参院選 広島地方区：河井案里、買収事件	22/5 自民党運営の指針(ガバナンスコード)政治資金の取り扱い等に関する疑念を持たれた議員は、国民に対して丁寧な説明を行う(岸田首相が総裁選で掲げた重要な公約)
2020	安倍晋三首相の「桜を見る会」前夜祭を巡り、会費収入など約3000万円記載せず	
2022	菌浦健太郎前衆議院議員を巡るパーティー収入4000万円過少記載事件	22/5岸田首相が21年の総裁選で党改革を公約したのを受けてガバナンスコードを策定、政治資金で疑義が生じた場合に国民に丁寧に説明すべし等【23年末全く説明責任を果たさず】 ・その後定期的に検証→22/10旧統一教会との関係は厳に慎む
2023	キックバック疑惑が露呈	12/26岸田首相派閥を離脱【民間企業なら引責辞任】